

須賀川市図書館資料選定収集要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、須賀川市図書館において図書館資料の適正な選定及び収集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 須賀川市図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）の精神に基づき、本市の特性や市民の希望を十分に考慮し、市民の文化と教養の発展に寄与するため適正な図書館資料を選定収集する。

(収集方針)

第3条 各分野にわたる基本的図書（目録、事典、辞典等図書館の蔵書構成の標準となる図書）を中心に利用度を考慮し、資料としての価値のあるものを広く収集する。

2 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれることなく、広い視野で資料を収集する。

3 須賀川市中央図書館・須賀川市長沼図書館・須賀川市岩瀬図書館の各地域性を生かした資料を収集する。

(資料別収集方針)

第4条 資料の種類別収集方針は次のとおりとする。

(1) 郷土資料

ア 須賀川市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図等網羅的に収集する。

イ 福島県に関する資料は、県内で出版されたもの、県出身者の著作物を中心に収集する。

(2) 行政資料

ア 行政関係機関、地方公共団体、その他の公的機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

イ 須賀川市が発行する資料は、原則として全て収集する。

(3) 図書

ア 一般図書は、市民の教養、調査、研究、娯楽等に資するため、基本的及び入門的な図書を中心に専門図書を含めて幅広く収集する。

イ 児童図書は、乳幼児及び児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、また情操教育上必要かと思われる資料について、重点的に収集する。

ウ 参考図書として、市民の日常の調査、研究等のために必要な事典、辞典、年鑑、図鑑、目録、書誌、白書、地図等の資料は幅広く体系的に収集する。

(4) 逐次刊行物

- ア 新聞は、国内発行の主要全国紙及び県内・市内発行の地方紙を収集する。
- イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、幼児児童向けのものも含めて収集する。

(5) 視聴覚資料

- ア 郷土の理解に役立つものは、保存用も含めて収集する。
- イ 視聴覚資料として、市民の趣味・教養に資するものは、幅広く収集する。

(6) その他の資料

- ア あらゆる利用者への情報提供のため、録音図書・大型活字本等を収集する。
- イ 寄贈された図書、雑誌、新聞等は、必要に応じて活用する。

(選定基準)

第5条 資料の選定にあたっては、収集方針に基づき、利用者の読書傾向及び出版動向を把握しながら、次の基準により選定する。

- (1) できうる限り新しい資料で理解しやすく、かつ、正確であるもの
- (2) 時事的なものは、社会情勢に対応し、宣伝や流行に惑わされないもの
- (3) 日本図書館協会選定図書、各種推薦図書及び各賞受賞図書は優先して選定する。
- (4) ベストセラーや新聞紙上の書評欄に掲載された図書、マスコミ等で話題になったものは、内容に応じて選定する。
- (5) 利用者からの希望図書は、できうる限り収集するように努める。
- (6) 図鑑、地図、美術書等図版の多い資料は、特に印刷の状態を考慮する。
- (7) 高価な資料については、他の資料との均衡を図りながら選定する。
- (8) 児童図書は、内容、印刷及び製本の状態を吟味して選定する。
- (9) 選定除外資料
 - ア 学習参考書、入試問題集及び試験問題集
 - イ 人権又はプライバシーを侵害するもの
 - ウ 宗教、政党、企業等で、宣伝の傾向が著しく、資料的価値の乏しいもの

(資料選定委員会)

第6条

- (1) 須賀川市図書館の蔵書構成を適正にし、図書館資料を充実するため、須賀川市図書館資料選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、図書館長が主宰し、須賀川市図書館協議会委員をもって組織する。
- (3) 委員会は、次の事項について協議する。
 - ア 蔵書計画に関すること。

- イ 図書館資料の収集に関すること。
- ウ 図書館資料の選定に関すること。
- エ 須賀川市図書館の文庫の制定に関すること。

(4) 会議は、図書館長が必要に応じて招集する。

(5) 図書館資料の選定については、収集方針、選定基準及び委員会の協議に基づき、主として図書館長、司書等の図書館職員が行うものとする。

(文庫の制定基準)

第7条 図書館の文庫の制定については、次の基準により委員会において協議するものとする。特に文庫に個人名を掲げる場合は、総合的見地から慎重に審査を行うものとする。

- (1) 貴重で容易に入手できないもの
- (2) 市出身者又は市関係者の著作物で資料的価値の高いもの
- (3) 系統的にある程度まとまったもので、かなりの冊数があり、全集、シリーズ、バックナンバー等が揃っているもの
- (4) 保存状態が良好で図書館での利用に耐えられるもの

附 則

この要綱は平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。